生活

seikatsunews@asahi.com

認知症で遺言「すべて長女に」

大介護時代 お金のもめごと 2

遺言書

財産をだれにどう分けたいかを具体的に書く。自分で書いて持っておく自筆証書遺言と、公証役場で作り保管してもらう公正証書遺言などがある。自筆証書遺言は、日付と氏名、渡す相手や内容を自分で書き、押印をする。亡くなった後に相続人らが家庭裁判所に申し立てて内容を確認する「検認」が必要。検認件数は増えており2013年には1万6708件を受け付けた。

母の通帳 弟の管理に不信感

姉と妹が裁判で争う。原因は認知症だった父の遺言――だ。

首都圏に住む60代女性の父は、2010年に病気で亡くなった。約4千万円の遺産を受け取る相続人は、女性と姉の2人。法に従えば半分ずつ分けることになる。だが、すんなりとはいかなかった。

前年の09年、父は妻を亡くしてひとり暮らしに。要介護2で認知症の症状もあった。姉妹の仲は悪くなく、ともに親と別居だったが、家族の交流はあった。女性は介護の資格を持っており、父の介護生活も支えようと考えていた。

しかしある日、姉妹の確執を決定づける出来事が起こった。「姉が突然、父親を囲い込んだのです」

女性の説明をもとに経緯をたどってみる。09年夏、父がショートステイ先の病院から突然姿を消した。姉とは連絡がつかなかった。女性は病院にカルテ開示を請求、父が別の老人ホームに移ったことを知った。訪問すると、職員から「お姉さんからあなたと会わせないで、と言われている」と告げられた。

そして翌10年5月、再びホームを訪れた女性に職員が言った。「お父様は亡くなりました」。父は4月に亡くなっていた。それすら姉から伝えられなかった。

その後、女性は家庭裁判所から呼び出しを受けた。父の遺言書を相続人が確認するためという。父が遺言書を残していたことも知らなかったが、内容を見て言葉を失った。「すべての財産を長女に相続させる」

遺言書の日付は09年の大みそか。疑念が生じた。認知症だった父に遺言が書けるの？　姉が無理やり書かせたのでは？　女性はその後、遺言書の無効を確認するための訴訟を起こした。

仕事をしながら、父がかかった病院や施設などを回り、脳の画像診断書、カルテ、介護記録などを入手した。資料を手に脳の専門医を訪ねた。遺言書の日付の09年末には認知症が進んでいて、有効な遺言を残せる状態になかったと言われた。訴訟ではこうした医師の意見書も提出した。

すると今年、姉側が和解を提案してきた。遺産は姉妹で法律通り等分するという内容だった。4年余りの争いに終止符を打つため、女性は和解に応じるつもりだ。

姉妹は没交渉のままだ。遺言書の真相は、今もわからない。

「姉のことは許せません。どうして父を囲い込むまでに至ったのか。親が元気なうちに相続のことも家族でもっと話しておけばよかった」

中国地方の60代の女性はこの秋、最後まで在宅で支えたひとり暮らしの母を実家でみとった。亡くなるまで母の通帳を管理した弟への不信感が消えない。

弟は実家と同じ敷地に暮らす。2001年に父が亡くなり相続の話が始まる前後から母は弟を頼り、女性を遠ざけた。「お母さんはみます」と弟は話したという。この後、弟とは会話もできない間柄になってしまった。しかし腰やひざを痛めていた母は家事が十分できず、実家はごみ屋敷のようになっていった。

09年に母がねんざで動けなくなったことをきっかけに、女性は片道1時間かけて通い、母の生活全体を支えるようになった。介護保険の利用手続きをし、ホームヘルパーに入ってもらい、デイサービスにも通い始めた。

女性の説明によると、母は不動産収入と年金が入る通帳を弟に預け、そこから月10万円ほどを下ろしてもらい、十数万円で暮らしていた。母は女性の前では「お金を下ろしてもらわなきゃ」「通帳を返してと言わなきゃ」と言うが、自ら進んで弟に求める様子はなく、女性が立て替えることが増えたという。弁護士を通して母の通帳を返してもらおうとしたこともあったが、「母の意思がはっきり確認できない」と言われた。

母の生活費が確実に入るようにするため、女性は新たな口座を作り、年金はそこに入るようにしてもらった。新しい通帳は弁護士に預け、月12万円を女性の口座に振り込んでもらい、使い道は明細をつくり報告した。歩行器を使う母が暮らしやすいように、床が落ちそうな実家の改修を頼み、この費用も一時立て替えた。

女性によると、弟は母から通帳などの管理を頼まれたと言っている。母は、最後まで通帳の扱いについて明確な意思を示すことはなかった。

女性は「弟に『通帳を返せ』と言うことは、弟を信用していないということ。それは親として、母には言えなかったのではないか」と感じている。一方、弟に対しては「財産管理が自分の役割だと思っていたのかもしれないが、実家に顔も見せず、本当に母のことを考えていたのか。日常のかかわり合いの中でこそ、何が母のためか、わかるのではないか」と思う。

母の通帳の取引明細を確認すると、亡くなった後もカードで引き落とされていることがわかった。使い道はわからず、不信感を募らせている。（坂井浩和、佐藤実千秋）

認知症の父の遺言書をめぐりトラブル

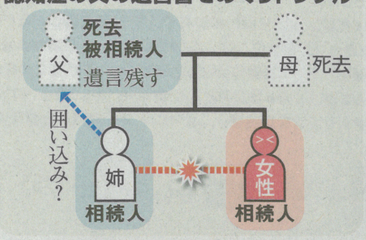

中国地方の女性は、預かったお金の使い道をまとめている（写真は一部修整）

母の通帳管理をめぐりあつれき

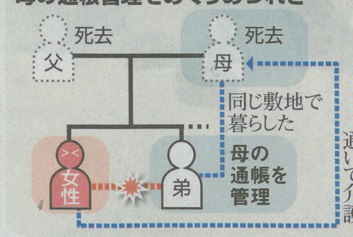

患者を生きる 2663

働く

物忘れの症状に悩んでいた福岡市の越智俊二さんは1998年、30年近く勤め続けた会社を52歳で辞めた。

洗濯物を干したり、台所の食器を洗ったり、妻の須美子さん(62)の家事を手伝い、しばらくは自宅で穏やかにすごした。しかし、半年ほどすると、イライラした表情をみせるようになる。

これまでのように仕事をする自信が持てない。一方で、「一家の大黒柱として家計を支えなければ」と焦る気持ちもふくらんだ。そのはざまで苦しんでいた。

須美子さんも、リサイクル店の収入と俊二さんの失業保険に頼る暮らしに不安を感じていた。

「お父さん。このままでは、うちは生活していけない。働いてください」。2000年1月、須美子さんは思い切ってそう言った。

「俺に、どうしろというんや」。その時は、不機嫌そうに答えた俊二さん。しかし、その年の春、工事現場で交通整理をするアルバイトを自分で見つけてきた。

「働いて少しでも収入を増やしたい」。その気持ちは、俊二さんも須美子さんと同じだった。

アルバイトは1年4カ月、続けることができた。しかし、勤務先の警備会社から集中力が欠けていることなどを指摘され、結局、辞めざるを得なくなった。

俊二さんは01年、佐賀県内の病院でアルツハイマー病と診断され、認知症治療薬アリセプトを半年余り飲んだ。この年の11月、親類にすすめられて福岡大学病院を受診。今度は認知症の新薬の治験に参加した。ここで、神経内科の教授だった山田達夫さん(66)・一般社団法人巨樹の会関東

施設で見つけた生きがい

若年性認知症 4

初孫を抱く越智俊二さん(中)と妻の須美子さん＝2005年、須美子さん提